

16. インターネットによる情報提供

奈良県ホームページ	https://www.pref.nara.jp/ （奈良県トップページ） https://www.pref.nara.jp/11982.htm （介護保険課ホームページ） https://www.pref.nara.jp/34776.htm （地域包括支援課ホームページ） 県の公式ホームページ。奈良県の様々な情報を紹介し、高齢者に関する情報等も提供しています。
すこやか長寿センター ホームページ	https://nara-shakyo.jp/pages/132/ （社福）奈良県社会福祉協議会 すこやか長寿センター のホームページ。高齢者の生きがい・健康づくり、仲間づくり情報等の提供をしています。
WAM-NET （ワムネット）	http://www.wam.go.jp/ 独立行政法人福祉医療機構のホームページ。福祉保健医療関連の情報を提供しています。

17. 用語の解説

エ NPO	Non-Profit（非営利）Organization（組織）の略。ボランティア活動や市民活動など、営利を目的としない公益的な活動等を行う民間の組織や団体のことをいう。平成10年12月には「特定非営利活動法促進法」が施行され、こうした団体が法人格（特定非営利法人）を取得できるよう制度が整った。
カ 介護医療院	長期の療養が必要な要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護、機能訓練等の必要な医療、日常生活上の世話を行うことを目的とする施設。
カ 介護員（ヘルパー）	要介護者等の居宅で、入浴、排泄、食事等の介護をする者をいう。介護員になるには、都道府県知事の指定する介護員養成研修（介護職員初任者研修課程）を修了する必要がある。なお、従来の介護職員基礎研修、訪問介護員1級又は2級の各課程の修了者は、初任者研修課程の修了者とみなされる。
カ 介護支援専門員 （ケアマネジャー）	適切な介護サービスができるよう、事業者や施設との連絡、調整を行ったり、利用者の相談にのったりして介護サービス計画の作成などを行う専門職をいう。
カ 介護実習・普及センター	高齢者介護の実習などを通じて、住民への介護知識、介護技術の普及を図るとともに、介護のための福祉機器や介護用品の展示や相談を行い、その普及を図る機関。
カ 介護職員初任者研修課程	介護に携わる者が業務を遂行する上で必要となる最低限の知識・技術とそれを実践する際の考え方を身に付け、基本的な介護業務を行うことができるようにすることを目的とする研修。 従来の介護員養成研修の課程（介護職員基礎研修・訪問介護員1級、2級、3級）は、本課程に一元化された。これは介護人材のキャリアパスを簡素でわかりやすいものにするとともに、生涯働き続けることができるという展望を持てるようにすべく、見直しが行われたものである。
カ 介護相談員	サービスを利用する者等の話を聞き、相談に応じる等の活動を行う者をいう。申し出のあったサービス事業所等に派遣することにより、利用者の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、介護サービスの質の向上を図る。
カ 介護認定審査会	要介護認定・要支援認定の審査判定業務を行うために市町村が設置する機関。地方自治法に基づき、複数市町村が共同設置することもできる。委員は公正性、専門性の確保のため保健・医療・福祉に関する学識経験者から市町村長が任命した者で構成され、任期は2年である。実際の審査判定業務は委員によって構成される合議体において行われる。合議体は定数5名を標準としており、審査会全体としての委員定数は審査件数に応じた合議体数を確保できる数とする。なお、市町村が自ら審査判定業務を行うことが困難な場合等においては、都道府県介護認定審査会へ審査判定業務を委託することができる。
カ 介護福祉士	社会福祉士及び介護福祉士法によって定められ、身体上又は精神上の障害により日常生活を営むのに支障のある人に対し入浴、排泄、食事その他の介護を行い、また介護者を指導、援助する国家資格をいう。

カ 介護報酬	事業者が介護サービスを提供した場合に、その対価として支払われる報酬をいう。
カ 介護保険給付	保険者があらかじめ定められた基準によって被保険者に対して行う給付をいう。介護保険による保険給付は、①要介護者に対する介護給付、②要支援者に対する予防給付、③市町村の独自給付である市町村特別給付の3種類がある。
カ 介護保険事業状況報告	介護保険の運営状況について、毎月の保険者からの報告等を基に、被保険者数、要介護認定者数、給付件数及び費用額などについて、とりまとめたもの。
カ 介護保険事業計画	市町村が策定する介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画。3年を一期として策定し、第7期計画の実施期間は平成30年度から32年度。3年間の給付費用等の見込みに応じて、公費負担や介護給付費交付金の見込み額及び第1号保険料の設定が行われる。都道府県においては「介護保険事業支援計画」を策定する。
カ 介護保険審査会	各都道府県に設置されており、市町村の行った処分に対する不服申立ての審理裁決等の事務を行う機関。 保険給付に関する処分（被保険者証の交付の請求に関する処分、要介護認定又は要支援認定に関する処分を含む）又は保険料その他介護保険法による徴収金（財政安定化基金拠出金、納付金及び医療保険による介護給付費納付金の滞納に対する延滞金を除く）に関する処分への不服申し立てについて審査する。各都道府県に設置され、都道府県の知事の任命により、①被保険者代表委員3人、②市町村代表委員3人、③公益代表委員3人以上の委員で構成される。審査請求事件の取り扱いは、審査会の中に設置される合議体において行われるが、要介護認定又は要支援認定に関する処分に対する審査請求事件は、公益代表委員のみによって構成される合議体が行き扱う。審査請求の期間は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であり、文書又は口頭で行うこととされている。
カ 介護老人福祉施設	老人福祉法に規定する特別養護老人ホームのうち、入所定員30人以上のもので、要介護者に対し施設サービス計画に基づき、 ① 入浴・排せつ・食事等の介護等の日常生活上の世話 ② 機能訓練 ③ 健康管理 ④ 療養上の世話 を行うことを目的とした施設。入所対象者は、身体上・精神上著しい障害があるため常時介護を必要とし、在宅介護が困難な要介護者である。
カ 介護老人保健施設	要介護者に対し、施設サービス計画に基づき ① 看護 ② 医学的管理下での介護 ③ 機能訓練等の必要な医療 ④ 日常生活上の世話を行うこと を目的とした施設。在宅の生活への復帰を目指してサービスが提供される。
カ 看護小規模多機能型居宅介護	利用者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、利用者の選択に応じて、施設への「通い」を中心として、短期間の「宿泊」や利用者の自宅への「訪問（介護）」に加えて、看護師などによる「訪問（看護）」も組み合わせることで、家庭的な環境と地域住民との交流の下で提供される、介護と看護の一体的なサービス。
カ 管理栄養士	多数の人に対して継続的に食事を供給する施設における利用者の身体の状況、栄養状態等に応じた特別の配慮を必要とする給食管理や、施設に対する栄養改善上必要な指導等を行う者をいう。 栄養士法に定める国家資格で、栄養士の免許を有する者が、管理栄養士国家試験を受けて取得する。
キ 基準該当サービス	指定居宅介護サービス事業者の人員基準や設備・運営基準のうち、一定の基準を満たす事業者が行うサービスで、保険者である市町村が認めた場合に提供されるサービスをいう。
キ 機能訓練	疾病や傷害によって低下した（または低下しつつある）身体の機能や生活上の機能の回復や維持を目的とする訓練のことをいう。介護保険制度では、通所介護、短期入所サービス、施設サービスの中にも位置づけられている（訪問リハビリテーション、通所リハビリテーションでは「リハビリテーション」として位置づけられている。）

キ QOL (Quality Of Life)	「生活の質」「人生の質」「生命の質」などと訳される。一般的には、従来の生活の量を求めることから逃れ、生活の満足感・安定感・幸福感を規定している諸要因の質を求めること。諸要因の一方に生活者自身の意識構造、もう一方に生活の場の諸環境があるとされる。社会福祉及び介護従事者の「生活の場」での援助も、生活を整えることで暮らしの質をよりよいものにするというQOLの視点を持つことが重要。
キ 居宅介護支援事業者	要介護（支援）認定申請手続の代行やケアプランを作成・管理する機関。介護支援専門員が必ず配置されることになっており、サービス利用に関する相談や苦情対応なども行う。
キ 緊急通報システム	一人暮らし高齢者や、身体障害者等の自宅に家庭用緊急通報装置を置き、急病、事故等の緊急事態発生時に24時間体制で、受信センターに救援を求めることができるシステムをいう。
ク グループホームの外部評価	認知症高齢者グループホームにおけるサービスの質の向上と利用者による適切なサービス選択を支援することが目的。
ケ ケアプラン (介護サービス計画)	介護サービスの提供に際して、要介護者等の状況を総合的に評価し、療養や介護等を含む生活全般の問題点やニーズを明らかにし、適切なサービスを提供することを内容とした計画であり、介護支援専門員（ケアマネージャー）等が作成するものをいう。
ケ ケアマネジメント	要援護の高齢者などが抱える複雑なニーズに対しサービスを適切に選択できるようにし、保健・福祉・医療の各機関が連携し連続的な援助をするため、ニーズとサービスの調整を図る作業をいう。 介護保険ではケアマネジメントの中核的担い手が介護支援専門員（ケアマネージャー）であり、認定→アセスメント→ケアプラン作成→サービスのあっせん・調整→ケアプランの見直しというプロセスを繰り返し行うこととなっている。
ケ 軽費老人ホーム (ケアハウス)	60歳以上の者（夫婦の場合、どちらか一方が60歳以上）で、かつ、身体機能の低下や高齢等のため、独立して生活するには不安が認められる者で、家族による援助を受けることが困難な者を低額な料金で入所できる施設。 入所者の生活相談、食事サービスの提供等及び緊急時の対応を行う。入所者が個別の介護等を必要とする状態になった場合は、外部の在宅サービスを利用。 軽費老人ホームには、高齢者のケアに配慮した「ケアハウス」を中心に、経過的軽費老人ホームとして食事や日常生活上必要な便宜を供与する「A型」と自炊が原則である「B型」に類型される。
ケ 健康寿命	「あと何年、自立して健康に暮らせるか」を表すもので、心身ともに自立した活動的な状態で生活できる期間をいう。 身体的な健康寿命は、食事、排泄、入浴などの日常生活動作が自立している期間で、精神面では、認知症のない期間のことをいう。
ケ 健康度評価 (ヘルスアセスメント)	生活習慣病予防対策および要介護状態となることの予防対策としての保険サービスを、対象者個人個人の必要に応じて、計画的かつ総合的に提供するためにサービスの実施に先立って行う、個人の生活習慣行動、社会・生活環境等を把握し、基本健康診査等の結果とあわせて総合的な評価を行う。
ケ 言語聴覚士 (ST: Speech-Language-Hearing Therapist)	音声機能や言語機能、聴覚に障害のある人を対象に、その機能の維持・向上を図るため、言語などの訓練や必要な検査、助言、指導を行う国家資格を持った人のことをいう。
ケ 権利擁護	認知症などのため判断能力が不十分であったり、自分の意思や権利を主張することが困難な人たちの権利主張や自己決定を支援したり、援助者が代弁して権利を擁護する活動。
コ 高額介護（介護予防）サービス費	要介護者等が1ヶ月に支払った保険給付の1割の利用者負担が、一定の上限額を超えた場合、高額介護（介護予防）サービス費として払い戻される仕組みとなっている。同一世帯に複数の要介護者等がいるときは、世帯全体での上限額設定となっており、また、低所得者の方には、負担が過重とならないよう上限額が低く設定されている。

コ 交通バリアフリー法	「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」の略。 法律の趣旨：高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の利便性・安全性の向上を促進する。具体的には、鉄道駅等の旅客施設及び車両について、公共交通事業者によるバリアフリー化を推進する基本構想に基づき、旅客施設、周辺の道路、駅前広場等のバリアフリー化を重点的・一体的に推進する。
コ 高年齢者	55歳以上の者（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則第1条）
コ 高齢者	老人福祉法及び介護保険法においては、65歳以上の人を高齢者として取り扱っている。 また、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律では、55歳以上の人を「高年齢者」という。 なお、高齢者の身体、精神状況は年齢とともに大きく変化することから、高齢者のうち、75歳未満の人を前期高齢者、75歳以上の人を後期高齢者という。
コ 高齢者虐待	高齢者の心身に傷を負わせる人権侵害の行為を意味する。殴るけるなどの身体的虐待、ののしる、無視するなどの心理的虐待、食事を与えないなどの介護や世話の放棄・放任、財産を勝手に使うなどの経済的虐待、性的虐待がある。
コ 高齢者等感应式信号機	高齢者等が白色のボックスのボタンを押すことにより歩行者側信号の青秒数を延長する信号機をいう。
コ 国民健康保険団体連合会	国民健康保険の保険者が、診療報酬の審査支払い等のために共同して設立している公法人。介護保険においては、介護サービス費の請求に関する審査支払、介護サービスに関する調査等を行う。
コ 個室ユニットケア型施設	ユニット（個室（10.65㎡以上）と共同生活室（2㎡×ユニット入居定員以上）で構成）、医務室、機能訓練室、浴室などの設備を有するなど、基準条例で定める基準を満たす施設等をいう。
コ コミュニティ	一定の地域に居住し、共同体意識を持つ人々の集団、地域社会をいう。
サ サービス付き高齢者向け住宅	高齢者の居住の安定を確保することを目的として、バリアフリー構造等を有し、状況把握（安否確認）サービス及び生活相談サービスを提供する高齢者向けの賃貸住宅。
サ 財政安定化基金	保険者である市町村の介護保険財政が不足した際に、一般会計から特別会計への繰り入れを回避させ、保険財政の安定化に必要な費用を交付・貸与するため県が設置する基金のことをいう。 市町村が3分の1を拠出し、残りを県、国で3分の1ずつ負担している。
サ 在宅介護支援センター	老人福祉法に「老人介護支援センター」として位置付けられている第二種社会福祉事業。介護予防の拠点、居宅介護支援事業者の支援などの役割を担っている。実施主体は市町村で、基幹型と地域型の二つに分類される。地域型は、専門家による24時間対応の総合的相談など、地域に密着したサービス提供を行う。一方、基幹型は24時間対応を行うとともに、市町村内すべての地域型在宅介護支援センターを統括・支援する役目を担っている。 介護保険制度の見直しにより、老人福祉法上の位置づけはそのまま、平成18年4月から在宅介護支援センターの機能を拡充した「地域包括支援センター」がその役割を引き継いだ。
サ 作業療法士 （OT：Occupational Therapist）	身体又は精神に障害のある者に対し、様々な作業活動を用いて治療や機能訓練、援助を行い、積極的な生活を送る能力を獲得させることを認められた医学的リハビリテーション技術者に付与される国家資格。
サ サテライト化	介護老人福祉施設の定員の一部を、地域密着型介護老人福祉施設（29人以下の特別養護老人ホーム）として地域の中に小規模分散させ、本体施設と一体的に運営する形態。
サ 参酌標準	介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針において示される、市町村及び都道府県がサービス量等を見込むに当たっての参考とする標準。
シ 歯科衛生士	歯科医師の指導の下に、歯石除去や歯科保健指導などの歯科医療に関する業務を行う者をいい、歯科衛生士法に基づく国家資格を要する。平成18年4月から、新予防給付や介護予防事業で口腔ケアを行う。
シ 視覚障害者用信号機	歩行者用信号が青の時に音の出る信号機をいいます。

シ 指定管理者制度	公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることを目的に、NPO団体、民間事業者等を含めた地方公共団体が指定する法人その他の団体に、施設の管理運営を行わせる制度。地方自治法の一部を改正する法律〔平成15年6月公布、同年9月施行〕により導入された。従来は公の施設の管理受託団体が公共団体〔市町村等〕、公共的団体（農協等）、地方公共団体の出資法人のうち一定要件を満たすものに限定されていたが、指定管理者制度では団体の制約はない。
シ 視能訓練士	弱視、斜視など両眼視機能に障害のある者に対するその両眼視機能の回復のための矯正訓練およびこれに必要な検査を行うことを業とする者をいう。国家資格であり、視能訓練士法に定められている。
シ 社会福祉基礎構造改革	昭和26年の社会福祉事業法制定以来大きな改革が行われていなかった社会福祉事業、社会福祉法人、措置制度など社会福祉の共通基盤に制度について、増大・多様化が見込まれる国民の福祉需要に対応するため、見直しが行われたもの。改正の内容は、①利用者の立場に立った制度の構築、②サービスの質の向上、③社会福祉事業の充実と活性化、④地域福祉の推進、などであり、介護保険制度の円滑な施行、成年後見制度の導入、規制緩和推進計画の実施、社会福祉法人による不祥事の防止、地方分権の推進に資するものとなっている。
シ 社会福祉協議会	地域社会において、社会福祉や保健衛生等の活動を行う社会福祉法人であり、市町村、都道府県、中央（全国）の各段階で組織されている。
シ 社会福祉士	社会福祉士法及び介護福祉士法によって定められ、心身の障害又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障のある人の福祉に関する相談に応じ、助言、指導を行う国家資格のこと。
シ 社会福祉法人	社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の規定に基づいて設立された法人をいう。
シ 社会福祉法人等の減免	低所得者に対して、社会福祉法人が利用者負担を減免した場合に、その一部を公費で助成する制度。減免対象は、利用者負担と、食費、居住費など。
シ 若年性認知症 （若年期認知症、若年認知症）	18歳から64歳までに発症した認知症の総称。アルツハイマー病、脳血管障害、頭部外傷など原因はさまざまである。10万人当たり40人程度の発症率で、患者数は全国に数万人と推定される。
シ 主任介護支援専門員	平成18年4月から地域包括支援センターに配置される、地域のネットワークづくりや支援事例に対応する、スーパーバイザー的な介護支援専門員。原則として、主任介護支援専門員研修を修了し、介護支援専門員の実務経験を有し、介護支援専門員への相談対応や支援等に関する知識や能力を有する者とされている。
シ 償還払い	介護サービス利用者がいったん事業者・施設に費用の全額を支払い、事業者・施設から交付される領収書等を市町村に提出することにより、後から保険給付の償還を受ける仕組みのことをいう。
シ 障害者自立支援法	障害者の地域生活と就労を進め自立を支援する観点から、これまで障害種別ごとに異なる法律に基づいて自立支援の観点から提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等について、共通の制度の下で一元的に提供する仕組みを創設するもの。 自立支援給付の対象者、内容、手続き等、地域生活支援事業、サービスの整備のための計画の作成、費用の負担等を定める。
シ 住宅改修	居宅要介護者等が、手すりの取り付けなどの住宅の改修を行ったときに、その改修経費を支給するサービスのこと。
シ 小規模多機能型居宅介護	在宅の要介護者について、「通い（日中ケア）」を中心として、利用者の様態や希望に応じ、随時「訪問（訪問ケア）」や「泊まり（夜間ケア）」を組み合わせ提供される介護保険サービスで、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話をなじみの職員が行うことにより、要介護者の在宅生活の継続を支援する。
シ 小規模特別養護老人ホーム	法律用語ではないが、ここでは、老人福祉法上の特別養護老人ホームであって、入所定員が29人以下であるもの、介護保険法上の地域密着型介護老人福祉施設をいう。原則として、設置市町村の住民のみが入所可能である。

シ シルバー人材センター	一定地域に居住する定年退職者等を会員として、その希望に応じた臨時的・短期的な就業の機会を確保、提供することを目的をして設立された団体のことをいう。
シ シルバーハウジング (高齢者世話付き住宅)	高齢者が地域の中で自立して、安全かつ快適な生活を営むことができるよう、設備や運用面で利用しやすいように配慮された公的賃貸住宅。トイレや浴室などを高齢者が使いやすい構造としたり、緊急通報システムを設置するなど安全面で工夫がなされている。
シ 身体拘束	利用者が自らの意思で降りられないようにベッドに柵をしたり、車いすを使用する時に利用者を車いすにベルト等で固定するなど、利用者の行動を制限すること。 介護保険制度においては、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）等の運営基準において、高齢者を介護する際、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の行動制限をしてはならないと規定されており、現場において身体拘束廃止に向けた努力が続けられている。
セ 生活支援コーディネーター (地域支え合い推進員)	高齢者の生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者。
セ 生活支援ハウス	デイサービスセンターに居住部門を併せて整備した、介護支援機能、居住機能、交流機能を総合的に持つ小規模多機能施設。一人暮らしや夫婦のみ世帯で独立して生活することに不安があるものを対象としており、介護サービスはそれほど必要としないものの、自宅での生活に不安があるものに対するサービス。平成13年5月より高齢者生活福祉センターから名称変更。
セ 生活習慣病	食生活、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その疾患の発症・進行に関与する病気（疾患群）のこと。
セ 成年後見制度	平成11年12月に、「民法の一部を改正する法律」が成立し、従来の禁治産者及び準禁治産者の制度を後見及び保佐の制度に改め、これに加え補助の制度を創設し、平成12年4月から施行されている。 認知症高齢者本人やその配偶者等が家庭裁判所に申し立てることにより、後見人・保佐人・補助人が選任され、認知症などによって判断能力が十分でない者（本人）に代わり、財産管理や身上監護（入・退院、施設入・退所、介護保険サービス利用などの手続）についての契約などを行い、本人が安心して生活できるように保護・支援する制度。
セ 前期高齢者・後期高齢者	前期高齢者：65歳以上の高齢者人口のうち、65歳以上75歳未満の高齢者 後期高齢者：65歳以上の高齢者人口のうち、75歳以上の高齢者
タ 第1号被保険者	市町村又は特別区の区域内に住所を有する65歳以上の者をいう。その市町村における被保険者資格の取得は、当該市町村の区域内に住所を有するに至ったときであり、住所を有しなくなった日の翌日（住民でなくなった日に他の市町村に住所を有するに至ったときは当日）に資格を喪失する。ただし、第1号被保険者が介護保険施設と特定施設（以下「施設等」という）に入所するために住所を変更した場合は、複数施設等に継続的に入所しており、途中で施設等以外の住所に変更している場合を除いて、変更前の市町村の保険者となる（住所地特例）。身体障害者福祉法に基づく障害者療護施設等の適用除外施設に入所している場合は、当分の間、第1号被保険者とならない。
タ 第2号被保険者	市町村又は特別区の区域内に住所を有する40歳以上の65歳未満の医療保険加入者をいう。当該市町村の区域内に住所を有するに至ったとき、既に住所を有する者が医療保険加入者となったとき、そのいずれもが該当するに至った日から当該市町村における被保険者資格を取得し、他の市町村の区域内に住所を有するに至った日に、前の市町村における被保険者資格を喪失する。また、医療保険加入者でなくなった日から、第2号被保険者としての資格を喪失する。
タ ターミナルケア	がんの末期など死が近い患者への医療・末期医療をいう。
タ 団塊の世代	戦後（1947－1949）生まれの第1次ベビーブーム世代。この世代が高齢期に達する2015年までは、高齢者数が急激に増加するとともに、高度経済成長期に青年期を過ごし、多様な選択肢の中から消費を選択してきた世代であり、この世代が高齢者になると、生活様式や考え方、価値観が一層多様化すると考えられ、高齢期や保健福祉サービスのあり方も大きな転換期を迎えるとされている。
タ 短期入所生活介護 (ショートステイ)	特別養護老人ホーム等の福祉施設に短期間入所させ、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活の世話及び機能訓練を行うサービスのひとつ。

タ 短期入所療養介護	介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設、療養病床を有する病院、診療所などにおいて、要介護者等を短期間入所させ、看護、医学的管理のもとにおける介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行なうことにより、療養生活の質の向上及び家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るサービスのこと。
チ 地域支援事業	被保険者が、要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した生活を営むことができるよう支援するため、公費及び介護保険料を財源として、市町村が実施する事業。事業内容として、「介護予防・日常生活支援総合事業」「包括的支援事業」「任意事業」がある。
チ 地域包括ケアシステム	重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が包括的に確保される仕組みのことで、保険者である市町村が中心となって地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくもの。
チ 地域包括支援センター	市町村が設置する機関で、①介護予防マネジメント、②総合相談・支援、③権利擁護業務、④包括的・継続的マネジメントを担い、地域の保健医療の向上、福祉の増進を包括的に支援する中核機関。
チ 地域包括支援センター運営協議会	地域包括支援センターの設置・運営に関して、市町村毎に、中立性の確保や人材確保支援等の観点から関わる、市町村、地域のサービス事業者、居宅介護支援事業所、保健・医療・福祉関係団体等で構成する協議会。
チ 地域密着型サービス	認知症高齢者や独居高齢者の増加等を踏まえ、高齢者が要介護状態となっても、できる限り住み慣れた地域での生活を継続できるように設けられたサービス。市町村が事業者の指定を行い、原則として当該市町村の住民（被保険者）のみが保険給付の対象となる。
ツ 通所介護 （デイサービス）	在宅の要介護者をデイサービス事業所に通わせ、入浴や食事の提供、生活等に関する相談・助言、健康状態の確認、その他の日常生活上の世話、機能訓練を行うサービスをいう。在宅福祉サービスのひとつ。
ツ 通所リハビリテーションセンター（デイケア）	介護老人保健施設、病院、診療所において、要介護者等に、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うサービスのこと。
テ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、定期的な巡回や随時通報への対応など、利用者の心身の状況に応じて、24時間365日必要なタイミングで柔軟に提供されるサービス。また、サービスの提供にあたっては、訪問介護員だけでなく看護師なども連携しているため、介護と看護の一体的なサービス提供を受けることも可能。
テ 適正化システム	国民健康保険団体連合会において、保険者が介護費用適正化対策のために活用できるように整備された、認定者や事業所に関する各種情報を提供する介護給付費適正化のシステム。 給付費が特異な傾向を示している事業所や定員に対する利用者割合などが、事業所ごとに把握できるため、優先的に調査や指導を行う事業所の選定などに活用可能。
テ テクノエイドサービス	科学技術を意味するテクノロジーと、補助具を意味するエイドを組み合わせた和製英語で、福祉用具や住宅改修を活用したサービスのこと。
ト 特定施設入居（所）者生活介護	介護保険の給付対象となる居宅サービスの一つ。有料老人ホーム、軽費老人ホーム（特定施設）に入所している要介護者等に対して、特定施設サービス計画に基づき行われる入浴・排せつ・食事等の介護、洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言等の要介護者等に必要な日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話のサービス。 なお、平成18年4月から養護老人ホーム、高齢者専用賃貸住宅などに対象が拡大され、名称が「特定施設入居者生活介護」に改められた。
ト 特定入所者介護サービス費	平成17年10月から、介護保険施設に入所した場合の食費・居住費が保険給付の対象外となり、入所者が負担することとなったため、所得の低い方には負担限度額を設け、平均的な費用と負担限度額の差額を、特定入所者介護サービス費として支給される仕組みが創設された。

ト 特別養護老人ホーム	65歳以上の者であって、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とする者（いわゆる要介護高齢者）であり、在宅において適切な介護を受けることが困難な者を入所させる老人福祉法上の施設。平成27年4月以降、新規入所は原則、要介護3以上の方に限定された。 施設サービス計画に基づき、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う。
ト 独居高齢者	親族（6親等以内の血族・配偶者及び3親等以内の姻族）と同一敷地に居住していない高齢者。
ニ 二次医療圏	医療法に基づいて病床数の整備や救急医療の確保など、医療の提供体制を整備する医療計画を策定する際に設定される地域的範囲。保険医療サービスが概ね完結することを目指す区域。
ニ 日常生活圏域	各市町村で、地理的条件、人口、旧行政区、住民の生活形態、地域づくりの活動単位など、地域の特性を踏まえて設定された、地域密着型サービスを中心とした介護基盤の整備単位。
ニ 日常生活動作 （ADL：Activities of Daily Living）	食事、更衣、入浴、移動など、人間が毎日の生活を送るための基本的な動作をいう。
ニ 認知症	脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能やその他の認知機能が低下した状態のこと。記憶や判断等の機能が失われる症状を中心に、徘徊、妄想、うつ、不安などの行動や心理症状も出てくる。
ニ 認知症高齢者グループホーム	認知症対応型共同生活介護のこと。軽度から重度の認知症高齢者（5人以上9人以下）が、介護スタッフとともに共同生活する形態のこと。同居するスタッフは、入所者の持てる能力を最大限活用するため家事などは最小限の手助けとし、利用者がそれぞれ自分の役割をもって生活する。
ハ 徘徊高齢者	認知症などで徘徊により居場所がわからなくなっている高齢者のこと。
ヒ 標準的居宅サービス	全サービスから、施設サービスと地域密着型サービス、特定施設入居者生活介護を除いたサービス。（対象：訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、居宅療養管理指導、短期入所生活介護、短期入所療養介護、福祉用具貸与等）
フ 福祉用具購入	要介護者等の自立を助けるために、入浴や排せつなどに使用され貸与使用に適さない特定福祉用具の購入費を支給するサービスのこと。なお、特定福祉用具は、腰掛便座、自動排泄処理装置の交換可能部品、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具の部分进行。
フ 福祉用具貸与	要介護者等の自立を助けるために、福祉用具選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、家族の負担の軽減を図るサービスのこと。 なお、福祉用具とは、車いす、車いす附属品、特殊寝台、特殊寝台附属品、床ずれ防止用具、体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助つえ、認知症老人徘徊感知器、移動用リフト（つり具の部分を除く）、自動排泄処理装置の事をいう。
フ プライマリケア	一次的医療ともいわれ、病気の早期発見・早期治療を目的として、治療だけでなく予防からリハビリテーションまで提供する地域医療のこと。医療の専門家・高度化が進む中、地域住民の健康を考慮し、住居や職場の近くで医療の基本的、総合的なサービスが受けられるよう、地域での健診や病院間の連携が行われている。 さらに病気が進行した場合、必要に応じて、ある程度設備が整っている中級病院（二次的医療）、高度医療などを提供する大学病院等（三次的医療）の専門機関へ紹介する機能も持っている。
ホ 包括的支援事業	地域支援事業のうち、市町村等が実施する、介護予防ケアマネジメント業務、総合相談・支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務、在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症施策推進事業、地域ケア会議推進事業のこと。

ホ 訪問介護 (ホームヘルプサービス)	要介護者に対し、居宅（有料老人ホーム、軽費老人ホームを含む）において、介護福祉士、ホームヘルパーにより、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話（調理、洗濯、清掃等の家事、生活等に関する相談及び助言等）を行うサービスのこと。
ホ 訪問看護	病状が安定期にある要介護者等の居宅を訪問し、看護師等（保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士）により療養生活の支援、心身機能の維持回復、又は必要な診療の補助を行うサービスのこと。
ホ 訪問入浴介護	要介護者等の居宅を訪問し、浴槽を提供し入浴を行うことによって、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るサービスのこと。
ホ 訪問リハビリテーション	病状が安定期にある要介護者等の居宅を訪問し、その心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを行うサービスのこと。
ホ 保険者	保険や年金の事業を行う主体をいい、介護保険の保険者は、地域住民にとって介護保険を運営するに最も身近な行政主体である市町村（特別区を含む）と規定されている。保険者としての役割としては、被保険者の管理、要介護認定、保険給付の支払事務（国保連への委託分もある）、サービス基盤整備を推進するための市町村介護保険事業計画の作成、介護保険特別会計の設置・運営、普通徴収による保険料の徴収等がある。
ホ 保健福祉事業	市町村が行うことができるとされている要介護状態にある被保険者を介護する者等に対する介護方法の指導等の支援事業、被保険者が要介護状態となることを予防する事業、指定居宅サービスや介護保険施設の運営等保険給付のために必要な事業、介護給付等対象サービス等のための費用に係る資金の貸付け等必要な事業の総称。これらの事業の主たる財源は、当該市町村における第1号被保険者の保険料から賄うこととなっている。
マ マネジメント	一般的には、管理・経営という意味。福祉分野では、各種のサービスを総合的・効率的に提供するための仕組みや調整のことをいう。 具体的には、①高齢者の要望（ニーズ）を明らかにする課題分析（アセスメント）、②高齢者が介護サービスを適切かつ総合的に利用できるようにする介護サービス計画（ケアプラン）や介護予防プランの立案、③サービスを提供する事業者等との調整や仲介、④サービスの継続的な把握・評価（モニタリング）がこれにあたる。
ミ みなし指定事業者	健康保険法により保険医療機関等の指定を受けた病院、診療所、歯科医院、薬局は、申請をしなくともサービス提供事業者の指定を受けたものとみなされる。
ヤ 夜間対応型訪問介護	在宅の要介護者について、夜間に定期的な巡回訪問、又は通報を受けて随時の訪問を行い、介護福祉士等により提供される入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話を行う介護保険サービスのこと。
ユ 有料老人ホーム	高齢者を入居させ、入浴、排泄若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活サービスを提供する施設。介護サービスの提供方法の違いにより、介護付、住宅型、健康型の3つのタイプがある。
ユ ユニットケア	特別養護老人ホーム等において、いくつかの居室を共用スペースを一つの生活単位として整備し、少人数で居宅に近い環境の中で、自立生活を支援するケアの形態。
ユ ユニバーサルデザイン	年齢、国籍、性別、個人の能力を問わず、誰もが可能な限り利用しやすいように、特別仕様のデザインをすることなしに、製品、建築物、環境をデザインすること。
ヨ 要介護状態、要支援状態	要介護状態とは、身体上または精神上の障害があるために、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部または一部について、ある程度長期に渡り継続して常時介護を要すると認められる状態をいう。程度に応じて要介護度が1から5までに区分される。 要支援状態とは、状態の軽減もしくは悪化の防止に特に資する支援を要すると見込まれ、または身体上または精神上の障害があるためにある程度長期に渡り継続して日常生活を営むのに支障があると見込まれる状態をいう。程度に応じて2つに区分される。
ヨ 要介護認定、要支援認定	介護サービスを受けようとする被保険者が、要介護者または要支援者に該当することおよびその該当する要介護状態区分について市町村から認定を受けることをいう。

ヨ 養護老人ホーム	老人福祉法に基づいて設置された施設。概ね65歳以上で環境上の理由及び経済的理由により居宅で養護を受けられない者が市町村の措置により入所する。地方公共団体及び社会福祉法人が実施主体であり、入所者は介護サービスを利用することもできる。
ヨ 予防給付	要支援1、要支援2と判定された方に対する給付。介護保険法の基本理念である「自立支援」をより徹底する観点から、軽度者に対する保険給付について、従来の「予防給付」の対象者の範囲、サービス内容、マネジメント体制を方法が見直され、導入された（平成18年4月から）。
リ 理学療法士 （PT：Physical Therapist）	マッサージ、運動、入浴、電気治療等の理学的治療技術を施すことを認められた医学的リハビリテーション技術者に付与される国家資格。
リ 利用者負担	保険給付や福祉サービス等を受けた場合の自己負担をいう。介護保険法に基づくサービスを要介護（要支援）被保険者が受けた場合は、原則として、厚生労働大臣が定める基準額（実際に要した費用が基準額を下回る場合は実際の費用）の100分の90～70に相当する額が介護保険より支給される。従って、残りの100分の10～30に相当する額が利用者負担となる。
ロ 老人クラブ	高齢者の知識及び経験を生かし、生きがいと健康づくりのための多様な社会活動を通じ、老後の生活を豊かなものにすることを目的とした自主的な組織。会員の年齢はおおむね60歳以上。
ワ ワムネット	福祉、保健、医療及び介護関連情報を提供するため、独立行政法人福祉医療機構が整備をしている情報ネットワークシステムのこと。